



# 宮崎県公報

平成20年2月25日(月曜日) 第1958号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

### 告示

- 共済事業を行う中小企業等協同組合の経営の健全性を判断するための基準等に関する規程の一部を改正する告示……………(経営金融課) 1

- 道路の区域の変更(7件)……………(道路保全課) 1
- 道路の供用の開始(5件)……………( " ) 3
- 宮崎県証紙売りさばき人の指定……………(会計課) 4

### 公告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出……………(地域産業振興課) 4
- 農地保有合理化事業規程の変更の承認(2件)(地域農業推進課) 4
- 落札者等の公告…………… 5

## 告示

共済事業を行う中小企業等協同組合の経営の健全性を判断するための基準等に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成二十年二月二十五日

宮崎県知事 東国原 英夫

### 宮崎県告示第百一十号

#### 共済事業を行う中小企業等協同組合の経営の健全性を判断するための基準等に関する規程の一部を改正する告示

共済事業を行う中小企業等協同組合の経営の健全性を判断するための基準等に関する規程(平成十九年宮崎県告示第七百八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十九年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号」を「平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号」に、「第百十八条第一項第二号」を「第百四十四条第一項第二号」に改める。

第二条第一項第一号中「第百十八条第一項第一号」を「第百四十四条第一項第一号」に改める。

第四条第一項中「第百十九条第五項第一号」を「第百四十五条第四項第一号」に改め、同条第二項中「第百十九条第五項第二号」を「第百四十五条第四項第二号」に、「第百二十四条第二号」を「第百五十条第二号」に改める。

第五条第二項中「第百二十四条第二号」を「第百五十条第二号」に改める。

第八条第一項中「第百二十三条第一項第四号」を「第百四十九条第一項第四号」に改め、同条第二項中「第百二十三条第一項第五号」を「第百四十九条第一項第五号」に改め、同条第三項中「第百二十三条第一項第六号」を「第百四十九条第一項第六号」に改め、同項第三号中「第七十六条第一項第二号」を「第百二条第一項第二号」に改める。

第九条中「第百二十四条」を「第百五十条」に改め、同条の算式中「第百二十四条第一号」を「第百五十条第二号」に、「第百二十四条第三号」を「第百五十条第三号」に、「第百二十四条第四号」を「第百五十条第四号」に改める。

第十条第一項中「第百二十四条第一号」を「第百五十条第一号」に改め、同条第二項中「第百二十四条第二号」を「第百五十条第二号」に改め、同条第三項中「第百二十四条第三号イ」を「第百五十条第三号イ」に改め、同条第四項中「第百二十四条第三号ロ」を「第百五十条第三号ロ」に改め、同条第五項中「第百二十四条第三号ハ」を「第百五十条第三号ハ」に改め、同条第六項中「第百二十四条第四号」を「第百五十条第四号」に改める。

第十一号)に改め、同条第三項中「第百二十四条第三号イ」を「第百五十条第三号イ」に改め、同条第四項中「第百二十四条第三号ロ」を「第百五十条第三号ロ」に改め、同条第五項中「第百二十四条第三号ハ」を「第百五十条第三号ハ」に改め、同条第六項中「第百二十四条第三号ニ」を「第百五十条第三号ニ」に改め、同条第七項中「第百二十四条第四号」を「第百五十条第四号」に改める。

第十一条中「第百六十六条第二項及び第三項」を「第百九十一条第二項及び第三項」に改め、同条第一号中「第百九十九条第一項第一号」を「第百四十五条第一項第二号」に改める。

別表第六中「第百十八条第三項」を「第百四十四条第三項」に、「第百二十二条」を「第百四十八条」に改める。

### 附則

この告示は、公表の日から施行する。

### 宮崎県告示第102号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年2月25日から平成20年3月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年2月25日

宮崎県知事 東国原 英夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道218号	西白杵郡日之影町大字七折字笠戸2569番1地	旧	13.2 ~ 59.4	500.5
			先から同郡同町同大字同字2503番1地先まで	新	16.0 ~ 59.4	

### 宮崎県告示第103号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年2月25日から平成20年3月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	小林市大字 真方字下ノ 馬場 813番 5 地先から 同市同大字 同字 791番 1 地先まで	旧	8.2 ~ 12.6	330.0
				新	11.4 ~ 24.6	330.0

**宮崎県告示第 104号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年2月25日から平成20年3月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
8	県道	竹田五 ヶ瀬線	西臼杵郡高 千穂町大字 河内字小岩 神3386番2 地先から同 郡同町同大 字同字3401 番 1 地先ま で	旧	4.0 ~ 7.0	91.5
				新	4.2 ~ 19.8	81.5

**宮崎県告示第 105号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年2月25日から平成20年3月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高 岡線	児湯郡高鍋 町大字北高 鍋字道具小 路1258番7	旧	8.0 ~ 18.0	411.5
				新	16.2 ~	411.5

			地先から同 郡同町大字 高鍋町字町 658番 1 地 先まで		30.8	
--	--	--	--	--	------	--

**宮崎県告示第 106号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年2月25日から平成20年3月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町江平字石 飛 822番5 地先から同 市同町江平 字坂元 807 番 2 地先ま で	旧	7.5 ~ 13.0	64.0
				新	11.2 ~ 16.2	64.0

**宮崎県告示第 107号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年2月25日から平成20年3月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
237	県道	北方高 千穂線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字崎ノ 原8885番1 地先から同 郡同町同大 字同字8888 番 1 地先ま で	旧	6.2 ~ 8.8	117.0
				新	24.4 ~ 41.8	117.0

**宮崎県告示第 108号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年2月25日から平成20年3月10日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
304	県道	木城高 鍋線	児湯郡高鍋 町大字上江 字馬場原20 32番1地先 から同郡同 町同大字字 西畑田1062 番1地先ま で	旧	10.0 ～ 20.0	740.0
				新	11.5 ～ 29.6	740.0

#### 宮崎県告示第 109号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 2月25日から平成20年 3月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 18号	西臼杵郡日 之影町大字 七折字笠戸 2569番1地 先から同郡 同町同大字 同字2503番 1地先まで	平成20年 2月25日

#### 宮崎県告示第 110号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 2月25日から平成20年 3月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	小林市大字 真方字下ノ 馬場 813番 5地先から	平成20年 2月25日

同市同大字  
同字 791番  
1地先まで

#### 宮崎県告示第 111号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 2月25日から平成20年 3月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
8	県道	竹田五 ヶ瀬線	西臼杵郡高 千穂町大字 河内字小岩 神3386番 2 地先から同 郡同町同大 字同字3401 番 1地先ま で	平成20年 2月25日

#### 宮崎県告示第 112号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 2月25日から平成20年 3月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町江平字石 飛 822番 5 地先から同 市同町江平 字坂元 807 番 2地先ま で	平成20年 2月25日

#### 宮崎県告示第 113号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 2月25日から平成20年 3月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
237	県道	北方高 千穂線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字崎ノ 原8885番1 地先から同 郡同町同大 字同字8888 番1地先ま で	平成20年2月25日

宮崎県告示第百十四号

宮崎県収入証紙条例(昭和三十九年宮崎県条例第二十四号)第五  
条第一項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定し  
た。

平成二十年二月二十五日

宮崎県知事 東国原 英 夫

売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	指定年月日
日向市中町一番二八号	吉田貴男	平成二十年二月十四日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第91号)第6条第2項の規  
定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出  
書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活  
環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日  
から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カリーノ宮崎  
宮崎市橋通東4丁目8番1号
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法  
人にあつては代表者の氏名  
株式会社アスト 代表取締役 馬場英治  
熊本県熊本市安政町1番2号
- 変更しようとする事項
  - 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - 駐車場の位置及び収容台数
 

(変更前) 建物敷地北東側駐車場	217台、
建物敷地北側立体駐車場	134台
合計	351台
(変更後) 建物敷地北側立体駐車場	357台
    - 駐輪場の位置及び収容台数
 

(変更前) 建物敷地北東側駐車場西側	80台、
建物西側	66台
合計	146台

(変更後) 建物西側	66台、
建物敷地北側	84台
合計	150台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 建物敷地北東側駐車場	東側1箇所、
建物敷地北側立体駐車場	東側1箇所(入口)、
西側1箇所(出口)	
合計	3箇所
(変更後) 建物敷地北側立体駐車場	東側1箇所(入口)、
西側1箇所(出口)	
合計	2箇所

4 変更する年月日

平成20年10月9日

5 変更する理由

立体駐車場建設に伴い建物敷地北東側駐車場に設置している駐  
車場及び駐輪場を移設するため。

6 届出年月日

平成20年2月8日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総  
務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所  
及び宮崎県延岡商工労政事務所

(2) 期間

平成20年2月25日から平成20年6月25日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課

(2) 期間

平成20年2月25日から平成20年6月25日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地  
域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも  
に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小  
売店舗の名称を日本語により記載すること。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」とい  
う。)第8条第1項の規定により、社団法人宮崎県農業振興公社及  
び財団法人北浦町農業公社の農地保有合理化事業規程の変更を次の  
とおり承認した。

平成20年2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 承認年月日

平成19年12月19日

2 承認に係る農地保有合理化事業の種類

法第4条第2項第1号に掲げる事業

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」とい  
う。)第8条第1項の規定により、こばやし農業協同組合、尾鈴農  
業協同組合、日向農業協同組合及び延岡農業協同組合の農地保有合  
理化事業規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 承認年月日  
平成19年12月19日
- 2 承認に係る農地保有合理化事業の種類  
法第4条第2項第1号、第2号及び第2号の2に掲げる事業

---

**落札者等の公告**

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成20年2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
LAN用クライアントパソコン一式の賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日  
平成20年1月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社システム開発 宮崎市大橋3丁目101番地1号
- 5 落札金額  
139,797,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成19年11月22日